

議案第 5 号

市川市敬老祝金支給条例の一部改正について

市川市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

市川市敬老祝金支給条例（平成 9 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「その年の 9 月 1 日」を「88 歳、100 歳又は 101 歳以上の年齢に達する日の属する月（次条第 2 項において「誕生月」という。）の初日」に改める。

第 3 条中「し、敬老祝金の支給月は、その年の 9 月と」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 敬老祝金は、前条の要件を満たす者の誕生月に支給するものとする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条及び第 3 条の規定は、令和 8 年 1 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 次の各号のいずれかに該当する者に係る敬老祝金の支給については、改正後の第 2 条及び第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1) 令和 8 年 1 月 1 日（以下「適用日」という。）前に改正前の第 2 条の要件

を満たす者

- (2) 適用日から令和 8 年 8 月 3 1 日までの間に 8 8 歳、1 0 0 歳又は 1 0 1 歳以上の年齢に達する者であって、これらの年齢に達する日の属する月の初日において改正後の第 2 条第 2 号に掲げる要件を満たさないこととなるもので、同年 9 月 1 日において改正前の第 2 条第 2 号に掲げる要件を満たすもの
- 3 改正後の第 2 条の要件を満たす者のうち、適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に本市の住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）に基づく記録から除かれた者については、改正後の第 2 条及び第 3 条の規定にかかわらず、敬老祝金は、支給しない。

理 由

長寿の節目を迎えた高齢者に寄り添い、敬老の意を表すとともに長寿を祝福するため、敬老祝金を誕生日に支給する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

